

令和6年度 国民健康保険税について

課税の根拠及び納税義務者

国民健康保険税は、地方税法第703条の4及び杵築市国民健康保険税条例第1条の規定により、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課税されます。ただし、世帯主が国民健康保険の被保険者でないときでも、その世帯に被保険者がいるときは、当該世帯主を納税義務者とみなして課税されます。

国民健康保険税の税率等

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分 (40歳以上65歳未満の方)
所得割額	課税所得金額×10.5%	課税所得金額×2.8%	課税所得金額×2.5%
均等割額	26,000円	7,000円	8,500円
平等割額	22,000円	5,700円	5,500円
課税限度額	650,000円	240,000円	170,000円

所得割額 …… 課税所得金額(前年中の総所得金額等 - 430,000円) × 税率

均等割額 …… 被保険者1人につき均等割額が加算されます。

平等割額 …… 1世帯につき平等割額が加算されます。

$$\text{年税額} = \text{所得割額} + \text{均等割額} + \text{平等割額}$$

○世帯の中で国保加入や脱退があった場合は、月割計算となります。

○今年度7月以降に40歳になられる方の国保税は、40歳になられた月から介護保険分が加算されます。 加算分につきましては、到達月以降に改めて決定通知等を送付します。

○今年度途中で65歳になられる方の国保税は、65歳になられる月の前月までの計算となり、あらかじめ減額して計算を行っています。(介護保険第1号被保険者へ移行するため)

○今年度途中で75歳になられる方の国保税は、75歳になられる月の前月までの計算となり、あらかじめ減額して計算を行っています。(後期高齢者医療保険制度へ移行するため)

国民健康保険税の軽減制度

世帯の前年中の所得金額の合計額が一定基準額以下の場合には、国民健康保険税の均等割額、平等割額に対し、軽減を受けることができます。(軽減を受けるための申請は必要ありません。)

ただし、世帯の中に所得の申告をされていない方がいる場合には、一定基準額以下に該当しているか判定できないため、軽減が適用されない場合があります。

軽減割合	基準となる所得金額(世帯主、被保険者の所得の合計額)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数※②-1)以下
5割軽減	43万円 + (29.5万円 × 被保険者数※①) + 10万円 × (給与所得者等の数※②-1)以下
2割軽減	43万円 + (54.5万円 × 被保険者数※①) + 10万円 × (給与所得者等の数※②-1)以下

※① 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人を含みます。

※② 以下のいずれかの条件を満たす給与所得者と公的年金等の支給を受ける人

1. 世帯主及び被保険者のうち、給与収入が55万円超の人
2. 世帯主及び被保険者のうち、公的年金収入等が60万円超 (65歳以上の場合は110万円超、ただし、公的年金等に係る特別控除(15万円)後は、110万円を125万円に読み替える。)
かつ、給与収入が55万円以下の人

○軽減の判定の際には、世帯主の方が国保被保険者でない世帯主(擬制世帯主)及び、国保から後期高齢者医療保険制度に移行した人の所得を含めて判定します。

○65歳以上の公的年金受給者は、公的年金等所得から15万円控除した金額で判定します。

○未就学児については均等割額が5割軽減されます。(軽減を受けるための申請は必要ありません。)

産前産後期間相当分における減額について

- 出産予定の被保険者の方は、産前産後期間相当分の均等割と所得割が減額となります。
- 単胎妊娠の場合は4ヶ月分、多胎妊娠の場合は6ヶ月分が減額されます。(減額を受けるには申請が必要です。郵送、もしくは市役所の窓口にて申請書類をご提出下さい。)

後期高齢者医療制度創設に伴う軽減制度について

- これまで国保被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、世帯に国保被保険者が1人だけとなった世帯の場合、国民健康保険税の「医療保険分」と「後期高齢者支援金分」の平等割額の軽減があります(最長8年間。最初の5年間は1/2、残りの3年間は1/4。世帯主が変更となったときは、適用対象外となります)。

- これまで会社の健康保険などの被用者保険の被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その扶養家族であった65歳以上の被扶養者が新たに国保被保険者となる方(旧被扶養者)の場合、所得割額が免除になるとともに、資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限り、均等割額と平等割額が半額になります(7割軽減、5割軽減世帯を除きます)。

年金からの特別徴収(差引き)を止め、口座振替での納付を希望する場合

- 年金からの特別徴収(差引き)の対象は、①被保険者全員が65歳以上75歳未満で構成されている世帯②世帯主が年額18万円以上の年金を受給している ③国民健康保険税と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えていない方となります。

- 年金からの特別徴収を止め、口座振替に変更する場合は、税務課(本庁舎)、山香振興課(山香庁舎)、大田振興課(大田庁舎)での手続きが必要となります。手続きには、納付方法変更申出書と口座振替依頼書の提出が必要となるため、「振替口座の預貯金の通帳又はキャッシュカード」、「通帳のお届け印」、「国民健康保険被保険者証」をお持ちください。

(注1) 社会保険料控除については、口座振替の場合、特別徴収の場合と異なり源泉徴収票に記載されませんので、申告者自身が納付額を申告する必要があります。

(注2) 滞納がある場合は年金からの特別徴収となります。

納期限までに納付しなかった場合

- 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額に年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を納めなければなりません。ただし、納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%。なお、延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%の割合を加算した割合)が年7.3%未満の場合、年14.6%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合、年7.3%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合をそれぞれ適用します。ただし、税額が2,000円未満のときは全額を、1,000円未満の端数があるときはその端数をそれぞれ切り捨てて計算します。また、算出した延滞金の全額が1,000円未満のときは全額を、100円未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ切り捨てます。

- 督促状が発せられたときは、督促状1通につき100円の督促手数料を納めなければなりません。

- 督促状を発付した日から10日を経過した日までに税金、延滞金、督促手数料を完納しない場合は滞納処分を受けることになります。

不服の申立て

同封の納税通知書に記載された事項(以下「処分」といいます。)について不服がある場合は、処分を知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に杵築市長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、杵築市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の各号のいずれかに該当する場合を除く。)でなければ提起することができません。

1. 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

地方税お支払いサイト(QRコードを利用したお支払い)

納付書に表示しているQRコードを利用し、地方税お支払いサイトより支払いいただく場合、右のQRコードを読み取り、地方税お支払いサイトをご利用ください。

地方税お支払いサイトからのお支払い方法につきましては、サイト内にてご確認ください。



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>